

経営セーフティ共済の損金算入に制限

令和6年度改正では、中小企業倒産防止共済事業（経営セーフティ共済）に係る措置が見直されました。改正前は、法人等が拠出した掛金は支払日の属する事業年度に損金算入可能で、契約解除後に再加入して拠出した掛金も損金算入することができましたが、改正後は契約解除して2年以内に再加入して拠出した掛金は損金算入できなくなります。この改正は令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

経営セーフティ共済の概要

経営セーフティ共済とは、取引先が倒産した際の連鎖倒産等を防止する制度です。現在約62万の企業や事業者等が加入しています。

一定の要件を満たす中小企業者が加入でき、毎月5千円から20万円の範囲内で掛金を拠出していきます。加入後も掛金月額が増額・減額でき、掛金総額が800万円になるまで積み立てることができます。また、掛金の前納も可能です。

拠出した掛金は特定の基金に対する負担金等の損金（必要経費）算入の特例の適用により、その事業年度の損金又はその年の必要経費に算入することができます。

本制度の加入者は、取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった場合には、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）のいずれか少ない額の貸付を無担保・無保証人・無利子で受けることができます。（ただし、共済金の貸付を受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。）

また、取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付が受けられる「一時貸付金」の制度もあります。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の倒産! もしものときの資金調達
しっかりサポートします。

安心サポート宣言

掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円 まで貸付け
貸付条件は **無担保・無保証人**
掛金の積立限度額は **800万円**
掛金月額の上限は **20万円**
掛金は **損金または必要経費に**
償還期間は **貸付額に応じて設定**
早期完済時は **早期償還手当金を支給**

Be a Great Small
中小機構



¹ 本制度は、取引先事業者の倒産等により生じる回収困難な売掛金債権等に対するの貸付制度であることから、一般消費者を取引先とする事業者、金融業者および不動産業者などの業種は、取引先事業者に対する売掛金債権等が生じず、共済金の貸付けの対象とならない場合がありますので、加入にあたってはご注意ください。

契約解除（任意解約）後は、12ヶ月分以上の掛金を納付していれば掛金総額の80%以上（40ヶ月分以上の掛金納付で100%）の解約手当金が返戻され、返戻時の事業年度の益金の額又は総収入金額に算入することとなります。

改正は令和 6 年 10 月 1 日以後の解除に適用

事業者は掛金拋出時に一定の金額を損金算入できる一方、欠損が見込まれる事業年度に契約を解除し、欠損金と解約手当金の相殺を目的とする租税回避行為も一部で見受けられていました。このような本来の制度趣旨と異なる利用があったため、令和 6 年度改正では、事業者が一定の場合に拋出した掛金について同特例が適用不可とされました。

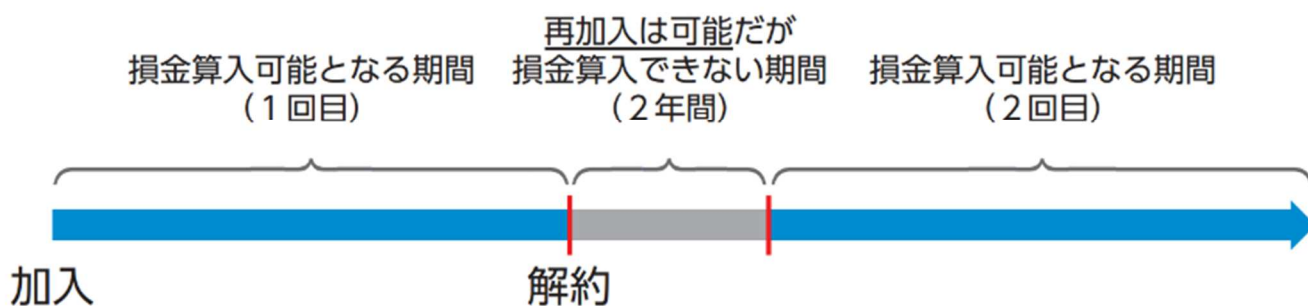
一定の場合とは、事業者が共済契約を解除した日から 2 年が経過する日までの間に再加入した場合をいいます。例えば、中小企業が契約解除後に再加入して掛金を会計上費用処理した場合、解約日から 2 年を経過する日までの拋出分については、損金に算入できず、税務上加算調整することとなります。

同特例の見直しは、令和 6 年 10 月 1 日以後に契約解除した後の再加入契約により拋出する掛金に適用されます。本年 9 月 30 日以前に解除して再加入した掛金は適用対象外で、解除の事由等は適用関係に影響しません。

また、これは「税制の改正」であって「制度の改正」ではありません。したがって、損金に算入できない期間が 2 年間発生しますが、解約後に再加入すること自体は可能です。

今後は再加入の際に一定期間損金算入への制限がかかりますが、本来の趣旨である連鎖倒産のリスクへの対策という目的から再加入の検討を必要とする場合もあるでしょう。加えて、過去にいつ解約をしたのかという期間管理も必要となります。事業者は掛金拋出時に一定の金額を損金算入できる一方、欠損が見込まれる事業年度に契約を解除し、欠損金と解約手当金の相殺を目的とする租税回避行為も一部で見受けられていました。このような本来の制度趣旨と異なる利用があったため、令和 6 年度改正では、事業者が一定の場合に拋出した掛金について同特例が適用不可とされました。

(参考：改正イメージ)



新規加入をご検討されているお客様や解除をご検討されているご契約者様は、上記の改正についてご注意ください。
なお、本件は中小企業倒産防止共済法および中小企業倒産防止共済施行令の変更ではございませんので、事務・手続きの変更はございません。

ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

№120 令和 6 年 9 月 5 日発行 【担当】筑紫野オフィス 村上 享平



税理士法人 昴

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206